

第16回

学校教育審議会会議録

交野市教育委員会

1. 開 会 令和3年7月28日（月）午後5時30分
2. 閉 会 令和3年7月28日（月）午後7時20分
3. 出席委員 富田 明德会長・巽 憲次郎副会長・加藤 勤委員・中山 尚美委員・市岡 伊佐男委員・大塚 弘治委員・恒松 小百合委員・野地岡 裕之委員・重本 匡晴委員・楠田 昌弘委員・駒路 和美委員・藤丸 一郎委員・近藤 裕敏委員・九門 りり子委員・中西 隆清委員・山口 五十一委員
4. 事務局 大湾 喜久男教育次長兼教育総務室長・和久田 寿樹学校教育部長・足立 多恵学校教育部長・西岡 浩二生涯学習推進部長・伊藤 雄一郎学校教育部長次長・花田 睦美学務保健課長・大隅 昌之指導課長・仁木 裕美まなび未来課長・栗田 康子まなび未来課長代理・富岡 鉄太郎まなび未来課・森 真奈美教育総務室
5. 案件事項
  1. 交野市立第三中学校区及び交野市立第四中学校区の学校適正配置の方向性について
  2. 第一中学校区における学校区と地区の境界が一致していない地域について
  3. その他

6. 議事内容  
事務局

定刻となりましたので、ただ今から、第16回交野市学校教育審議会を開催いたします。委員の皆さまにおかれましては、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。緊急事態宣言の発出に伴い、本審議会も当初は4月の開催を予定しておりましたが、急遽延期することとなり、皆様には大変ご不便をおかけし、申し訳ございませんでした。

それでは、会議に入ります前に、事務局から、会議次第の2、委員の任命につきまして、ご報告させていただきます。委員の任命については、令和3年度に入り、市立学校長として就任いただいていた高寺校長から藤が尾小学校の恒松校長に交代がありました。また、市立学校教職員として就任いただいていた清水先生から第三中学校の重本教頭に交代がありました。また、昨年10月に退任された村橋委員の後任として、近藤 裕敏先生に就任いただくこととなりました。近藤先生は、枚方市立学校長を務められたのち、台北の日本人学校で勤務され、国内外の広い識見をお持ちです。それでは、委員のみなさま、よろしくお願いいたします。

それでは、議事進行を会長にお願いしたいと思います。富田会長、よ

ろしくお願いいたします

会長 改めまして、みなさま、こんにちは。それでは、第16回交野市学校教育審議会を開催します。次第に従いまして、議事を進行させていただきたいと思います。まず、議事に入ります前に、事務局に、本日の委員の出席状況を報告していただきます。

事務局 本日の審議会の委員の出席状況をご報告いたします。本日の出席委員は17人中、15人の委員に出席していただいておりますので、交野市学校教育審議会条例第7条第2項の規定により、半数以上の出席がありますことから、本会議が成立していることをご報告いたします。

会長 次に、本日のこの会議でございますが、交野市会議の公開に関する指針に基づき、公開にしたいと思いますが、異議ございませんでしょうか。

委員 異議なし

会長 異議がないようですので、公開にしたいと思います。事務局、傍聴希望者はおられますでしょうか。

事務局 2名おられます。

会長 本日、2名の傍聴希望がございますので、許可したいと思います。事務局、準備をお願いします。

それでは、案件(1)「交野市立第三中学校区及び交野市立第四中学校区の学校適正配置の方向性について」に移りたいと思います。

第三中学校区と第四中学校区の学校適正配置については、これまでの審議で、現時点における審議会としての方向性は確認できたかと思えます。しかしながら、緊急事態宣言などもあって、前回の審議会から、期間があいてしまったこと、また、4月から新たに委員になられた方もおられることから、これまでの審議会で取りまとめた方向性について、あらためて事務局から説明をいただきたいと思えます。

あわせて、第三中学校区の学校適正配置については、保護者や学校関係者、地域の方等による懇談会を開催されているということですので、こちらについても進捗があればご報告いただきたいと思います。事務局、お願いいたします。

事務局 はじめに、第三中学校区及び第四中学校区の学校適正配置の方向性について、これまでの審議会に取りまとめいただいております方向性に

ついて、ご説明させていただきます。

まず、第三中学校区の学校適正配置ですが、これまでの審議会では、第三中学校区では、将来小学校3校が小規模化する見込みであることや学校施設の老朽化の課題などを踏まえて、スライドに記載の17の学校配置案について、メリット・デメリットの比較を行っていただきながら、将来にわたって子どもたちに良好な教育環境を確保することのできる配置案について、ご検討いただきました。

その結果、第三中学校区の望ましい学校配置として、現在の第三中学校敷地にて、第三中学校区内の3小1中を統合する小中学校統合案（11）が望ましいとの方向性を取りまとめていただきました。また、この配置案については、3小学校がひとつの学校になることから、統合後の小学校の規模を考えると、すぐに実施することは難しいと考えられるため、小中学校統合案（11）の学校配置になるまでの間、小学校の小規模化等に対応するための一時的な学校配置について、どのような可能性が考えられるのか、ということについても、これまでの審議会でご審議いただいてまいりました。これについては、将来的に、小中学校統合案（11）の配置になれば、学校区がひとつになるのに、その前に一時的な統合等で、子どもたちのつながりが壊れることや、地域が分かれることは望ましくないとの方向性を取りまとめていただいております。

また、第三中学校横の大池については、防災上の課題から将来埋立てが検討されており、その埋め立て地を学校用地として有効活用できるのではないかとのご意見もいただいております。

第三中学校区の学校適正配置の方向性については以上です。

続いて、第四中学校区の学校適正配置の方向性について、これまでの審議会できりまとめたいただいた内容の確認をさせていただきます。第四中学校区の学校適正配置については、スライドに記載の、現在の中学校区を基本とした、2小統合案、3小統合案、小中学校統合案に加えて、藤が尾小学校区をひとつの中学校区として第四中学校区と分ける校区変更案も含めて、すべてで15の学校配置案について、これまでご検討いただきました。

第四中学校区では、岩船小学校の将来的な小規模化が課題となっておりますが、岩船小学校区では、都市計画提案に係る事前協議の照会もあり、今後の開発状況等によっては、将来も適正な規模で推移する可能性もあることから、第四中学校区の学校適正配置については、岩船小学校が小規模化する場合としない場合の2パターンに分けてご審議いただきました。

その結果、まず岩船小学校が小規模化しない場合については、第四中学校区内の全ての学校が今後も適正な学校規模で推移すると見込まれることから、現状の学校配置を維持することが望ましい、との取りまと

めをしていただきました。一方、岩船小学校が小規模化する場合については、スライドに記載の岩船小学校と私市小学校を岩船小学校敷地にて統合する、学校統合案（8）を基本としつつ、児童生徒数次第では校区変更案も再度検討する可能性がある、との取りまとめをしていただきました。

第三中学校区及び第四中学校区の学校適正配置の方向性については、これまでの審議会での取りまとめをしていただきました。

続いて、学校適正配置に関する地域懇談会について、ご報告させていただきます。地域懇談会ですが、当初は、第三中学校区、第四中学校区それぞれについて開催を考えておりました。しかしながら、第四中学校区につきましては、今後の住宅開発の動向によっては、現状の学校配置を維持していくことが望ましいということになる可能性も考えられます。このように、第四中学校区の学校適正配置の方向性については、今後の住宅開発の動向が大きく影響すると考えられることから、懇談会は現時点では行わず、今後の児童生徒数を注視しながら、必要と考えられるタイミングで実施することとし、今回は第三中学校区の学校適正配置に係る地域懇談会のみ開催することとしています。

第三中学校区の地域懇談会についてですが、7月から10月まで、月1回開催の予定で、全4回、時間は各回とも19時から2時間程度の予定としています。場所は星田会館で、参加者は、市PTA協議会や第三中学校区内の各学校、第2認定こども園の保護者や第三中学校区内の各地区の区長、学校評議員、校区福祉委員、民生委員・主任児童委員、子ども会育成連絡協議会員、青少年指導員、公募市民など合計36名となっています。

第1回懇談会は、7月2日にすでに実施しておりまして、第1回は、事務局から第三中学校区の現状と課題や小中一貫教育について、参加者のみな様に説明させていただくとともに、将来どんな子どもに育ててほしいか、ということテーマに6つの班に分かれて、参加者同士で意見交換をしていただきました。次回以降の第2回第3回では、第三中学校区の望ましい学校配置についてのワークショップを予定しております。

懇談会につきましては、また進捗の都度ご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。案件1については以上です。

会長

ありがとうございました。

第三中学校区・第四中学校区の学校適正配置については、ただいま事務局からご説明いただいたとおり、前回の審議会での現時点における方向性の取りまとめを行ったところです。

第三中学校区については、たくさんの選択肢があり、少しずつ絞って検討してきました。結果として、最終的には小中学校統合案（11）が

一番望ましいだろう、ということとなりました。ただ、現在の児童生徒数からは、しばらくは、児童生徒数の状況をみていくこととなります。それまで、何か別のかたちはないか、ということで模索したんですけども、無理に統合していくとその都度子どもたちの結びつきや地域との結びつきが壊れるので、小中学校統合案（11）が可能となるまで、児童生徒数の変化をみながらやっていきましょう、ということとなりました。それまでは今の学校配置を維持して必要な改修をしながら、様子を見、途中経過の学校配置はないほうがいいということが、第三中学校区の学校適正配置の考え方だったと思います。

第四中学校区も様々な検討をしましたが、岩船小学校が小規模とならない可能性があり、そうならないのであれば、現状の学校配置でいいのではないかと、というのが審議会の方向性です。万一、小規模化した場合は、最小限の統合のようなかたちを示していただいています、私市小学校と岩船小学校の統合だけを行っていくというような方向性となっています。これも児童生徒数の変化をみながら、近々にということではなく、ということです。

これから第三中学校区の懇談会が3回残っており、その結果を踏まえながら我々も最終的な取りまとめを行いたいと思います。

今の2点について委員の皆様、確認しておきたいことはありますか。

ないようですので、それでは、案件1については、以上とさせていただきます。

続いて、案件（2）「第一中学校区における学校区と地区の境界が一致していない地域について」の審議を行いたいと思います。

この件については前回初めての議題となっており、これまでの経過や現状等をご説明いただきましたが、前回の審議会から随分時間があいてしまったことや、4月から新しく委員になられた方もおられることから、再度、審議対象となっている地域の現状等について、あらためて事務局から説明を受けたいと思います。

2つの地域がありますので、地域ごとに説明を受けた後、審議を進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。それでは事務局、説明をお願いします。

事務局

はい。案件（2）「第一中学校区における学校区と地区の境界が一致していない地域について」ご説明いたします。第一中学校区における学校区と地区の境界が一致していない地域については、スライドに記載の2つの地域で、（1）が郡津1丁目の一部地域の学校区について、（2）が私部西5丁目の一部地域の学校区について、となっています。

はじめに、（1）郡津1丁目の一部地域について、ご説明いたします。学校区と地区の境界が一致していない地域ですが、スライドの黒丸で囲

っている長宝寺小学校東側の地域です。この地域は、住居表示が郡津1丁目で、地区は郡津区に、学校区は長宝寺小学校区に属しています。しかし、この地域を除く他の郡津区地域は、全て郡津小学校区となっており、この黒丸で囲っている郡津1丁目の一部地域とは、中学校区も第一中学校区と第二中学校区に分かれています。

スライドは先ほど黒丸で示していた地域とその周辺を拡大した図で、前回お配りしました参考資料25の上の図と同じものです。オレンジで色付けしております地域が、本案件でご審議いただきたい郡津1丁目の一部地域です。この地域については、平成29年度の学校教育審議会においても委員から、「学校だよりを回覧するときに、同じ郡津に住みながら、一部の地域には長宝寺と一中の分、それ以外には郡津と二中の分というかたちの回覧版を作るなど、違和感を覚えており、郡津区は全て郡津小学校区というのが良いと思う」といったご意見をいただいております。学校区と地区の境界が一致していないことは、地域としても長年の課題と考えるおられるとのことでした。

この地域の学校区ですが、昔からずっと長宝寺小学校区だったのかというところではなく、この地域を含め、現在の郡津区は、昭和43年度に交野小学校から郡津小学校が分離開校してから平成5年度までの間、ずっと郡津小学校区でした。この地域の周辺では平成の初期頃にマンション開発が行われ、平成6年には、この地域のすぐ東側に総戸数240戸のアドリーム交野というマンションが建設され、翌年の平成7年にはこの地域内に総戸数217戸のフルレ交野というマンションが建設されるなど、当時この地域の周辺では、急激な児童生徒数の増加が見込まれていました。

また、当時から郡津小学校は児童数が多い一方で、長宝寺小学校は児童数が少なく、1学年1学級となる学年もあったことから、児童生徒数の平準化等を考えて、オレンジで示している郡津1丁目の一部地域については、平成6年度から長宝寺小学校区に校区変更されました。以降、現在に至るまで、この地域の学校区は長宝寺小学校区となっています。

なお、この地域ですが、現在は長宝寺小学校区ですが、令和7年度以降は、現在の交野小学校敷地に設置される施設一体型小中一貫校「(仮称)交野みらい学園」の校区となる見込みとなっており、令和3年3月時点で15人の児童、7人の生徒が公立小中学校に就学しています。

また、通学距離については参考資料25にも記載しておりますが、この地域から現在の交野小学校敷地まではおよそ1~1.2kmで、郡津小学校まではおよそ400~600mとなっています。

なお、この地域については、望ましい学校区の検討に際して、事務局が、郡津区にお住まいの方を対象に、意見聴取会を実施しましたので、次に意見聴取会でいただいたご意見等を紹介させていただきたいと思

います。意見聴取会ですが、7月17日の土曜日の14時から1時間程度実施しまして、地域の方12名にお越しいただきました。

冒頭事務局から、これまでの経過や現状等を説明したうえで、仮に校区変更を行う場合、令和7年4月からを想定しており、現在第一中学校区の各学校に通学中の児童・生徒については、第一中学校区の学校に通えるよう配慮したい旨の説明を行いました。このようなことを受けて、意見聴取会では、校区変更を行う場合、令和7年4月が一つの目安になることを考えると、校区変更をするかしないかの結論は早く出して、説明会等を開催してほしいとのご意見や、来年度の新1年生がいる保護者の方からは、通学距離を考えると、できれば郡津小に通わせたいと思っており、可能であれば来年度の入学時点から、郡津小学校に通わせたいとのご意見がありました。

また、フルレ交野にしながら、郡津のお祭りに行きにくく防災でのズシを感じているとのご意見や、校区変更により転校になると子どもたちのメンタルに悪影響があると聞いているため、慎重に考えてほしいとのご意見もありました。この他にも、フルレ交野の自治会に入っている人は少ないので、各戸にアンケート調査を行うなどして、説明会に来ていない人の意見も吸い上げてほしい、とのご意見もありました。そこで、今回の意見聴取会に来られなかった方のご意見もお伺いするため、8月中に郡津区のうち長宝寺小学校区となっている地域を対象に、アンケート調査を実施したいと考えております。なお、アンケート調査の結果については、取りまとめ後、審議会にも報告させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。説明は以上です。

会長

ありがとうございました。

案件の途中ですが、2地域あるということでしたので、1か所目のここでいったん審議を切らせていただきたいと思います。

前回もご説明いただいたんですけども、前回の審議の中では、地域が分割されていることの不都合に関するご意見をたくさんいただいたのではないかなと思います。

住んでおられる方のアンケートも今後やっていかれるということで、それも踏まえて考えていかなければならないかなと思いますが、前回みな様の意見の中では基本的に、郡津小学校区に戻せるなら戻した方がよいのではないかと、ただ、そのときには令和7年度から新しい学校ができることもありますので、友人関係への配慮は必要だろうというようなご意見をいただいたものと思っています。

私も今日郡津1丁目の一部地域を見てきました。アドリーム交野というところが郡津小学校区、そして、横のフルレ交野は長宝寺小学校区ということで、今度新しい学校ができるので、このままですと、郡津1丁



目の一部地域だけが、(仮称)交野みらい小学校・(仮称)交野みらい学園の校区になるということで、これを機会として、郡津小学校にした方がいいのではないかというようなことが、前回のみな様の意見だったのかと思います。

ただ、新しい学校に行けるというような配慮も当然必要とのことでした。長宝寺小学校がなくなってしまうので、これを機会として、基本的には郡津小学校区とするのが望ましいというようなことだったかと思います。地域のまとまりが非常に重要だというご意見もたくさんいただきました。先ほどの意見聴取会の報告をお伺いしますと、こういう意見があったということで、我々の意見とそれほど変わりはないのかなというような、イメージでした。できれば来年度から郡津小学校に通わせたい、というご意見もあり、これは我々も想定しておらず、令和7年度からということが頭にありましたので。令和7年度からの校区については、ということで審議していたんですけど、地域の方の中には、途中から変わるのならば、来年入学する子どもについては郡津小学校に最初から通わせてほしいというご希望なのかなと思います。このあたり、意見聴取会の様子を今聞かせていただいたんですけども、どんな感じだったんでしょうか。

事務局

全体的には、校区変更に反対というよりは、校区変更をする場合、現在在学中の児童生徒への配慮を、転校をしなくて済むような措置なども含めてしっかり行ってほしいとのご意見や、校区変更をするならするで早く結論を出して、説明会を開催してほしいといったご意見が多いというような印象でした。

会長

ということは、意見聴取会に来られた方の意見としては、概ね我々の考えに近いのかなと思います。この件については、事務局の方で地域住民にアンケート調査を実施するということですので、最終的な方向性は、アンケート調査の結果を受けて取りまとめていきたいと思いますが、現時点でご意見などあれば、出していただきたいと思います。ご意見のある方おられますか。

委員

意見聴取会はどういう考えで進められているのですか。オープンにされていて誰でも参加できるのでしょうか。そこで意見があったという事実だけが残っていて、それまでの経過が分からないので説明をしてもらわないと。一方的な都合のいいことだけという受け取られ方をされることもあるので、そのあたりはどうですか。

会長

開催に至った経緯ということですか。

委員 経緯というか段取りといったそのあたりを伺いたいです。

事務局 はい。郡津区長に相談させていただいて、どのような方法で意見を聞くことができるかということを考えておりました。一つは地域の住民の方に直接話をお伺いさせていただきたいという考えで、開催させていただきました。その点につきましては、郡津区にお住いの方はどうぞ、ということで区の回覧や区の役員会での資料提供、当該の地区については各家庭にポスティングを行いました。当該地域には全員お知らせし開催したという経緯です。

委員 そこに出ている意見をどういうふうに反映させようと考えているのかが分からないんです。結果として12人の方が参加されて、参加者の意見に対してどういうふうに今後対応されていくのか、その場で答えているのでしょうか。

事務局 今回は審議会で審議中の案件で、地域の方にもご意見を伺う、という説明のもとに、ご意見を伺う機会としています。それをもって審議会で審議をし、その結果どうなったかというのは、何らかのかたちで説明はさせていただくということになっています。今回は聞くだけということになるかもしれませんが、結果として、審議の結果と方向性についてはきちんとお伝えしたいと考えています。

会長 いただいた意見を参考に、我々も審議しなければいけないということです。しかも来られていた方だけでなく、アンケート調査をしてほしいという要望もあり、やっていくということで、それを踏まえて我々も検討していくということとなります。

委員 区長としては、機会があって地域が一体となるということがあれば、例えば交野の場合は小学校が10校あって、それぞれに校区福祉委員会があって、サロンがそれぞれの校区で違う日があって、星田区の場合は4つの小学校区があるので、自分の校区の行事には参加するけれども他の校区の行事には参加していないというかたちで分断されている部分があるんです。地域が一体となる機会があれば、一緒になってほしいと思います。地域が変わる、学校区が変わるということは、星田区でいうと、星田8丁目は旭小学校区だったのがまた星田小学校区になり、いつも揺れています。4つの小学校区に分かれているという星田区の事例を見ると、地域のコミュニティを考えればこういう機会に校区と地区が同じになれば、郡津区も将来的にもまとまってやっていけるのではないかと

と。防災訓練なども、郡津一丁目の一部地域は郡津区ですけれども声をかけにくいというようなこともあったかと思しますので、こういう機会にぜひ考えていただきたいと思います。

委員

お祭りに行くのも気が引けるし、防災訓練も参加しにくい、というご意見もありますけれども、この結果だけを見て審議を進めていくのは危ないと思います。

会長

これからアンケートを考慮したうえで、となりますが、方向性としては、地域を大事にしていきたいと思います。それを踏まえながら実際に通わせている保護者や子どもたちに配慮をきちんとしていく、というかたちになるのではないのでしょうか。

今日はここまでとして、今後アンケート調査の結果が出てからということになると思いますが、よろしいでしょうか。

それでは続いて、私部西5丁目の一部地域について、説明の続きを受けたいと思います。事務局、お願いします。

事務局

はい。案件（2）の2つめ、私部西5丁目の一部地域について、ご説明いたします。この案件でご審議いただきたい私部西5丁目の一部地域は、スライドの黒丸で囲っている地域です。この地域の学校区ですが、中学校区は第四中学校区で、小学校区は、地図上緑でお示ししております藤が尾小学校区となっています。

地区は私部区に属しており、私部区はこの黒丸で囲っている藤が尾小学校区の私部西5丁目の一部地域以外は、すべて第一中学校区となっていますが、この地域のみ藤が尾小学校区となっていることから、学校区と地区の境界が一致していない地域となっています。

この地域の児童生徒数は、令和3年3月時点で、児童生徒数はそれぞれ11人となっており、通学距離は、藤が尾小学校までは約750m、交野小学校までは、約2.1kmとなっています。

次に、この地域の学校区の変遷について、ご説明いたします。この地域は、平成15年度以前はほとんど住宅のない地域で、当時は交野小学校区でした。しかし、平成15年度に、この地域での住宅開発に係る事前協議が出されたことで、今後この地域にも住宅が増え、小学校に通う子どもも増えるとの見込みから、教育委員会は、この地域の望ましい学校区を定めるため、実地調査を行いました。その結果、通学距離や通学路の安全性を考えると、当時交野小学校区だったこの地域の学校区を、藤が尾小学校区へ校区変更することが望ましいのではないかとこの考えに至り、学校教育審議会へ諮問を行いました。

審議会では、この地域から交野小学校までの通学ルートを2パターン

検証しましたが、いずれのルートも通学距離が約 2km から 2.5km となり、交野小学校よりも近い位置にあった藤が尾小学校への通学の方が、通学距離が短く、かつ通学路が比較的安全であるという理由などから、当該地域は藤が尾小学校区とすることが望ましいとの答申をいただきました。このような経緯で、私部西 5 丁目のうち第二京阪道路南側部分の地域については、平成 16 年度に交野小学校区から藤が尾小学校区に校区変更され、現在まで藤が尾小学校区となっています。

スライドは、この地域の航空図ですが、先ほどもご説明いたしましたこの地域で行われた住宅開発は、私部区と星田区の境界の赤線にまたがった開発となっています。このように、私部西5丁目の一部地域については、赤線の地区の境界をまたいで南側の星田地区に属する星田北4丁目の住宅と一団の住宅地となっていることから、校区の検討に当たっては、このような地域の事情も考慮する必要があると考えられます。説明は以上です。

会長

ありがとうございました。こちらの状況につきましては、前回の審議の中で様々なご意見をいただきました。先ほどの郡津一丁目の一部地域では、地域のまとまりを大事にするという点で郡津小学校にしたほうがいいのではないかということでしたが、こちらでは、交野小学校にすると通学路がかなり延びそうだという事です。通学距離や通学の安全面を考えると、藤が尾小学校までは 750 メートルですが、交野小学校へは 2.1 km あるという問題があり、当時、藤が尾小学校区にしたという経緯があります。また、一連の住宅開発があり、地域の途中から校区が変わる可能性があり、そのあたりが課題であるように思います。前回の皆様のご意見のなかでは、地区として一体となるのは当然大事なことです。この地区については子どもたちの通学面を考えると、これまで通りがいいのではという話があったかと思います。逆に地区割を考え直したほうがいいのではないか、というご意見があったぐらいです。地区をまたいで住宅開発があったところは、まとめるのが難しいとは思いますが。ご質問やご意見はありますでしょうか。

委員

こちらの住民の方は、私部区と星田区というような境界の認識は持っておられるのでしょうか。

事務局

ご自身の住所なので住んでいる方は分かっておられますが、知らない方からすれば住居表示を見ないと、地区が変わったことが分からないと思います。

会長

私も今日見に行かせていただいたんですけども、車で通っている

と、ここから変わっているんだ、と思いました。地域からの要望や意見はいただいているのでしょうか。

事務局

私部区長にお話をお伺いしたところ、特に学校区についての要望はでておらず、そのような話も今のところ聞いたことがないとのことでした。また、私部区としても、当該地域の学校区を変えてほしいというような考えは今のところないとのことでした。

会長

ありがとうございました。地区や地域の方で特段不都合がなく、逆に校区が変わることで、700メートルぐらいで通えるところが、2kmを超えるぐらいの通学路となることを考えると、無理をして地区に合わせることは子どもたちにはマイナスではないかと思います。

委員

この地域では、子どもは今後はまだまだ増えていくということでしょうか。

会長

一般的には減っていくと思われれます。戸建て住宅が多く子どもが成長していきと減っていくと思います。

委員

これから小学校に行く子どもがたくさんいるのであれば、何かするべきことがあるのではないかとはいいますが、現状困っているわけではないのでそのあたりがどうなのかと思ひまして。

事務局

未就学児につきましては、現在資料は持っておりません。

会長

みな様の意見を聞いた感じでは、こちらにつきましては、このまま藤が尾小学校区でいいのではないかという意見が大半だったように思います。

委員

私部西5丁目の一部地域の子どもたちと星田北地域の子どもたちが一緒に小学校に登校している状況もありますので、変更すれば登校の仕方が難しくなるのかなと思います。また、計画道路も予定されているということで、またそこで分断される状況になるので、計画道路ができれば藤が尾小学校の方が将来的にも安全と思います。

会長

ほかによろしいでしょうか。みなさまのご意見をお伺いした感じですと、私部西5丁目の一部地域については、現状のまま藤が尾小学校区とすることが望ましいとお考えの委員が多いのかなと思いますが、みなさまどうでしょうか。

各委員

異議なし

会長

それでは、案件（２）については以上とさせていただきます。続いて、案件（３）「その他」ですが、前回に引き続き、学校の適正規模の考え方について審議会での考え方の整理を行いたいと思います。

前回から期間もあいており、また、前回の説明で分かりにくい点多かったと思いますので、あらためて事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

事務局

はい。この案件では、施設一体型小中一貫校や義務教育学校の適正規模について審議会の考え方を、お聞かせいただきたいと思います。本題に入る前に、まず学校規模について、国や本市ではどのように定められているのか、説明させていただきます。お手元にお配りしております資料「学校規模について」の１枚目をご覧ください。

国は、学校教育法施行規則において、学校の標準規模を定めており、小学校及び中学校では 12 学級以上 18 学級以下、義務教育学校では、18 学級以上 27 学級以下を標準規模としています。ただし、施行規則において、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない、と定められており、本市を含め各自治体はその地域の実情に応じて、望ましい学校の規模を定めているというのが実態となっています。

この適正規模ですが、本市では、学校教育審議会において、学校規模の大小によるメリット・デメリットを子どもたちの学習面・生活面・学校運営面といった様々な観点からご審議いただき、小学校では 12～24 学級、中学校では 9～18 学級を適正規模、ただし、中学校では 19～24 学級についても許容範囲として、平成 28 年度に策定しました「学校規模適正化基本方針」の中で取りまとめています。一方で、当時本市には義務教育学校はなかったこともあり、義務教育学校の適正規模については、基本方針では定めておりません。

続いて、資料の 2 枚目「学校規模について（２）」をご覧ください。

こちらは、先ほどの資料とほとんど同じですが、施設形態に関することについて、一部赤字で追記しています。学校施設がとりうる施設形態には、小学校・中学校・義務教育学校のそれぞれに、施設分離型、施設隣接型、施設一体型の 3 つのパターンがあります。スライドをご覧ください。施設分離型とは、小学校と中学校が別々の敷地に設置されている形態で、施設隣接型は、小学校と中学校が隣接する敷地にある場合や、小学校と中学校が同じ敷地内にあるものの、建物は別々の場合などがこれにあたります。また、施設一体型とは、小学校と中学校が同じ敷地内

にあり、かつ、同じ建物内にあることを言います。

基本的にすべての学校施設は、この3つの施設形態のいずれかとなっており、例えば、本市の小中学校は、現在、全て小学校と中学校が別々の敷地にあることから、全ての学校が施設分離型となっています。また、令和7年度に第一中学校区で開校予定の学校については、学校種別が義務教育学校となり、全学年が同じ敷地の同じ建物内に入りますので、施設一体型の義務教育学校となります。

お手元の資料の2枚目を再度ご覧ください。資料の左側に記載しておりますが、先ほど説明しましたように、小学校、中学校、義務教育学校の、いずれの学校であっても、施設形態は分離型・隣接型・一体型のどれかになります。ここで学級数の話に戻るのですが、先ほど説明しました国の標準規模については、施設形態については言及されていないため、施設形態によって標準規模が変わることはないと考えられます。例えば、小学校では、国の標準規模は12～18学級とされていますが、これは施設一体型であっても施設隣接型であっても施設分離型であっても同様と考えられます。

そして、ここからが本題なのですが、資料右側に記載のとおり、本市では「交野市学校規模適正化基本方針」において、小学校及び中学校の適正規模を定めていますが、基本方針の中では、特に施設形態については記載しておりません。また、基本方針の中では義務教育学校の適正規模についても、定めておりません。そこで、この案件では、基本方針に定めのない、施設一体型の小中一貫校や義務教育学校の適正規模について、審議会の考え方をお伺いさせていただきたいと考えています。

つきましては、審議の参考としていただくため、他市町村の事例や、本市教育委員会での討議内容について説明させていただきます。はじめに、施設一体型小中一貫校や義務教育学校の適正規模について、他市町村ではどのような適正規模を定めているのか、事例を紹介させていただきます。

スライドは、事務局が今年の初めごろに聞き取りを行った内容をまとめたものです。箕面市の施設一体型小中一貫校では、昨年時点で小中学校あわせて38学級という学校があります。また、京都市においても、前期・後期課程あわせて33学級という義務教育学校があり、これらは文部科学省が示している義務教育学校の標準規模18から27学級を超える規模の学校となっていますが、箕面市や京都市、それに東大阪市では、小学校、中学校の適正規模は定めておらず、義務教育学校の適正規模についても定めていないとのことでした。

また、守口市では小中学校に加え、義務教育学校についても18～27学級という文部科学省と同じ基準を定めていますが、国の35人以下学級編制の措置も踏まえ、適正規模を定めている基本方針の見直しを検討

しているとのことでした。

一方、義務教育学校を設置している他の先進市では、八尾市、八王子市、大分市では、小中学校については適正規模を定めており、義務教育学校の前期課程・後期課程には、それぞれ小中学校の適正規模を準用して運用しており、現時点では見直しの動きはないとのことでした。また、つくば市では、施設一体型小中一貫校や施設分離型小中一貫校のうち1小1中の学校については、18～45 学級までを適正規模としているとのことでした。

続いて、施設一体型小中一貫校等の適正規模についての、本市教育委員会での討議内容についてご説明いたします。本市教育委員会では、第一中学校区の施設一体型の義務教育学校の適正規模について、小学校の適正規模を義務教育学校の前期課程に、中学校の適正規模を後期課程に準用するのが合理的である、との取りまとめをしております。これは、本市の定める小中学校の適正規模については、交野市の実情に応じて定められたものであることを考えると、この基準をベースに考えるのが妥当だろうとのご意見からでした。また、討議の中では、交野市の他の中学校区においても、施設一体型小中一貫校の設置を検討することがあるならば、一定、適正規模についての考え方を整理しておいた方が、議論が進めやすいのではないかとのご意見もありました。

このようなことも踏まえて、この案件では、施設一体型小中一貫校や義務教育学校の適正規模について、学校教育審議会の考え方をお聞かせいただければと考えております。説明は以上です。

会長

最後に大きな課題を与えられたと思っています。自治体によって、結構バラバラです。それについて我々としてどう考えるか、ということです。課題としてはこの審議会としてどう考えるかということです。しかも、義務教育学校には形態が色々あるので、ここで結論が出るのかと思いつながりながら聞かせていただきましたが、いろいろとご意見をいただきたいと思っております。

論点としては、交野市では施設一体型の適正規模が決まっておらず、我々の意見を聞きたいということです。まず、適正規模の考え方、自治体ごとに様々で規定がなかったり、小中学校の適正規模をそのまま使っているところや、つくば市は決めていて、45 学級ということです。こういう所がある中で、本市ではどうなのかということです。第一中学校区の場合は施設一体型小中一貫校を整備しておられますが、交野市の教育委員会でも話し合いがされ、交野市という地域の実情に応じて定められた中で、先ほどのような考え方が整理されているということです。教育委員会の中で、小学校、中学校の適正規模を準用するということとしています。(仮称)交野みらい学園の場合は適正規模の範囲内な



んでしょうか。

事務局 今、想定されている令和 7 年度開校時における学級数は 34 学級と設定しています。

会長 準用でいくと、適正規模は何学級でしょうか。

事務局 小学校は 12～24 学級が適正な学校規模の範囲なので、2 学級から 4 学級が適正規模の範囲としています。令和 7 年の開校時点では、だいたい 1 学年 4 学級だろうと考えられ、34 学級の範囲内に収まるだろうと推計しています。中学校は 1 学年 3 学級から 6 学級となって、適正規模の範囲内になると考えています。

会長 少し、分かりにくい議論だと思いますが、今後開校予定の学校についても適正規模の範囲内となる考え方でいるとのこと。話が大変ややこしいので、まず、学校施設の施設形態、先ほど 3 つのパターンがありました。それによって適正規模が変わるのかどうか、みなさんいかがでしょうか。国は、施設一体型だから、分離だから学校規模はこうだ、ということは示されていないようですが、このあたりはどうでしょうか。

今、小中一貫教育をそれぞれ交野市全体でやっていただいています。現状は施設分離型であり、適正規模も小学校は小学校、中学校は中学校として考えられています。義務教育学校として考えた場合、適正規模は施設形態によって違うものか、それとも小学校、中学校ごとで考えることで良いなど、何か考えはありますか。

委員 義務教育学校というのは施設分離であっても、施設一体型であっても、一緒なんですよ。施設一体型になると人数が増えるのは当たり前ですし、地域の中で学校はそのまま、子どもは少なくなっているのが現状で、増えることは考えにくいので、そんなに施設形態によって考えなくても良いのではないのでしょうか。

会長 施設形態ごとに適正規模を決めているところは今は国も含めて無いですし、我々がそこまで考えられるものか、ということもあります。

委員 一つの施設に人が集まると、登校などの問題が大きいかと。一つの学校にみんな集まって、規模が大きければ大きい分、移動する人が増えますよね。行く道が安全でなければ、集まれるからといって大きい規模の学校を考えるのは単純に良くないのではないかと。分散したほうが通学

や下校時は安全ではないかと思います。単純に、みんなで行こう、というのもどうなのかと思います。道がしっかりと整備されて安全なところを通うのであればよいが、交野市の狭い道を通らなければならないのに、そこにみんな集まっていくのはどうかと。大きすぎるのはいけないかと思います。

会長 施設形態別に適正な学校規模を定めていくというイメージはありますか。

委員 最大を考えたら、だいぶ大きくなりますよね。小学校が最大 24 学級で、中学校が 18 学級なので、極端な話だと 42 学級でも大丈夫という考えになります。

会長 現実になるかどうかわかりませんが、準用するとしたときに、最大を考えた場合、それを適正規模と言えるのかどうかというご質問です。今、クラスの人数を減らそうとしてきている動きがあるので、子どもの数とは一致しない感じになってきてはいます。学級数だけでは割り切れないようなところもあります。

委員 交野市は国の基準よりも、学級あたりの人数を少なくしていますよね。

会長 交野市の場合はきめ細かく、国、府の基準より少なくされています。

委員 そこから、もっと少なくなるのでしょうか。

会長 それは今後のことだと思いますが、現時点では国の規定より少なくしているのです、逆にいうと学級数は増えています。最大となっても適正規模と考えるか、ということについて、事務局の考えはいかがですか。

事務局 単純に足せば、42 学級にはなりますが、そうなることは考えていません。

委員 資料として残るので、そういうふうに取りられる可能性もあるのではないのでしょうか。つくば市でも 45 級になっています。そのような大きな学校をつくるのかと捉えられるのではないかと思います。そのような大きな学校がつくられるとは思っていませんが。

事務局 小学校は 24 学級まで、中学校は 18 学級まで、足して 42 学級まで

適正規模という視点の準用ではなく、小学校で1学年4学級があり単純に9学年となれば36学級となります。国では義務教育学校については27学級となっています。交野市の現状で考えると、1学年4学級の学校が義務教育学校になったときには、1学年4学級が9学年で36学級となりますが、小中学校の適正規模を準用するかたちの中で、適正規模と考えて良いのでは、との考え方です。42学級まで大丈夫だ、という考え方に基づいての準用という意味ではないんです。

委員 4学級×9学年で、上限がそれで決まるから良いのでは、との考え方ですね。

事務局 もう一つは、中学校は教科担任制をとっているので、学級数が少なくなると教科担任が揃わない場合が出てくるんです。その意味で、義務教育学校においても中学校部分については中学校としての運用があるので、その意味を含めての準用との考え方であり、単に4学級×9学年の36学級と決めておけば良いというのではなく、そのような数字を決めてしまうというよりは、小学校と中学校の考え方を準用したほうが良いのでは、との考え方です。

委員 義務教育学校が、まだ理解しきれていないところがあると思います。仮に引っ越しするとした場合、他の小学校のカリキュラムと一緒にのかがどうか。9年間で前期課程と後期課程に分けるのも、それぞれ好きなように分けて良いようにも聞いたんです。そういうわけではないんでしょうか。

事務局 前期課程は小学校の1年から6年生、後期課程は中学校の1年から3年生。それぞれ前期課程は小学校の学習指導要領に準じ、後期課程は中学校の学習指導要領に基づいて、他の校区の小中学校と大きく差が出ることはありません。

委員 施設一体型小中一貫校とはまた、別なんですよ。施設一体型小中一貫校イコール義務教育学校というわけではないんですよ。

事務局 一般的に小中一貫校と言われているのは、同じ建物・敷地の中に小学校と中学校があるものです。(仮称)交野みらい学園を、小中一貫校と言うならば、みらい小学校、みらい中学校が同じ建物にあれば、いわゆる制度上の小中一貫校であり、義務教育学校ではないんです。同じ建物の中に小学校と中学校があります。

委員 校長先生は一人なんですよ。

事務局 義務教育学校の校長は一人です。小中一貫校であれば小学校に一人、中学校に一人となります。

委員 (仮称) 交野みらい学園はどうなりますか。

事務局 (仮称) 交野みらい学園は義務教育学校なので、校長は一人になります。

会長 義務教育学校とは何か、との素朴な質問が出ています。あとで事務局からお願いいたします。

委員 考えるにあたって、義務教育学校であれ、小中一貫校であれ、新しい考え方なので、とりあえずは今までのものを準用していくのが一つの考え方であることはよくわかります。そう考えると、国の基準では小学校 12～18 学級、中学校 12～18 学級、単純に考えると義務教育学校は 18～36 学級となってもおかしくないのに、どちらかという抑えたかたちの 27 学級という基準が出ています。それはなぜなのか。3 学級×6 学年の小学校と、6 学級×3 学年の中学校とを合わせたときには 27 学級にはならないはずなのに、3 学級×9 学年となっています。

会長 国の考え方は確認していませんが、2 学級から 3 学級で、小中一貫でいくと概ね同じ学級数となるので、1 学年 2 学級から 3 学級を適正規模の範囲として考えているかと思います。

委員 2小1中では難しく、1小1中の関係であれば同じ学級数で9学年可能だということですね。

委員 中学校独自であれば、教科担任のこともあり、6 学級となるパターンも考えられて、中学校だけでみると大きめの想定はされているのに、義務教育学校であれば、3 学級までのイメージとなっています。最大の方が少し小さめにされており、もちろん義務教育学校は小中学校とはもともと違うとの考え方もあるとは思いますが、あわせて移っていくことをベースにするなら、国の基準として 27 学級より大きくなることを想定してもおかしくないと考えられますが、そうならないのはどういうことなのか。国の義務教育学校 18～27 学級の考え方がはっきりすれば、その考えを踏まえて、交野市の論議ができるのではないのでしょうか。

会長 国の考え方がわからないと難しいとの意見でした。国の考え方も施設形態とは関係なく決めている印象です。施設一体型であれ分離型であれ、隣接型であれ区別なく決められており、アバウトな決め方に感じます。

委員 1 学級の人数は、交野市では上限はどう決まっていたのでしょうか。

事務局 小学校 6 年生までが 35 人、中学校が 40 人です。

委員 今、国が 35 人学級を目指しているのは小学校だけですか。

事務局 5 年間で 1 年ずつ 40 人学級を 35 人学級にしていくというものです。

委員 中学校の話までは出ていないということですね。

委員 前に提案されたときは、文科省の小中一貫校の適正規模の数値はないとお聞きしましたが、今、義務教育学校は 18～27 学級が国の標準規模と示されていて、文科省は基準を設けているとの理解で良いのですか。

事務局 施設一体型小中一貫校の基準ではなく、あくまでも義務教育学校の基準であって、分離型であってもこの基準となります。施設一体型小中一貫校の基準は国にはありません。他の自治体でも、施設一体型小中一貫校の基準を決めているところもあり、義務教育学校として決めているところもあり、ばらついています。

委員 市町村で、そのあたりの適正規模を決めても良いものでしょうか。なぜかという、学級数が決まってくると、教職員の定数や教室の数が決まってきますよね、そのような点から、市町村で適正規模を決めて良いのでしょうか。

会長 勝手に数字だけを決めることはできないと思います。ですから、他の自治体では決めていないところも多く、基準を外れたらすぐに統合するなど勝手に決めることはできないと思います。適正規模は決めたから絶対に守らなければならないというより、交野市ではこのぐらいが適正だ、と考えるおられるということだと思います。

委員 新聞やテレビでも 35 人学級編制に向けて文科省が進んでいるとされています。今回の適正規模は当然 35 人学級を想定しての話として理解して良いのでしょうか。

会長 整理すると、一つ目は義務教育学校と小中一貫校の違い、国の考え方の情報がないのかが 2 つ目、3 つ目は、国が小中学校の標準を決めたのは相当古いかと思imasるので、それよりは交野市の方が少ない人数で学級数を考えているとは思いますが、その点はいかがかということです。

委員 義務教育学校というのは新しいスタイルで義務教育の 9 年間を一体とする教育です。昨日凌風学園に行きました、校長先生が一人、教頭先生が 3 人、教職員が 85 人おられ、教室は 4 クラスぐらいまであったが、3 クラスのところは多目的教室としており、5階建ての施設でした。こういった規模の学校を運営されているとの実績もあるので、交野市の適正な規模というのは、各市で取り組まれている部分を参考にすれば良いのではないのでしょうか。

明日は向島に第三中学校区の懇談会で見に行きます。施設や規模を見て、凌風学園も 10 年ほど経っていますが、施設も立派で、85 人の先生が一つのフロアにおられ全員での連携もできると思います。

事務局 義務教育学校と小中一貫校についてですが、義務教育学校というのは学校の種類です。以前は小学校と中学校しかなかったんですが、新しく 9 年間で教育課程を一貫して行うという、義務教育学校、という学校の種類です。小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学という学校の種類です。小中一貫校というのとはそこが違います。ひとつの学校ではないんです。義務教育学校は、校長先生が一人、たいていは副校長と教頭が 2 名で管理職は 4 名程度です。教職員もいわゆる前期課程、後期課程の教職員が一つの職員室にいます。子どもたちは 1 年生から 9 年生までいますが、一応 1 年生から 6 年生までを前期課程、なぜかという小学校の学習指導要領に基づいて学習し、7 年生から 9 年生は中学校の学習指導要領に基づいて学習するからです。子どもたちは学校の中で、小学校、中学校と別れている時と特段変わりなく、自分の教室があってそこで学習します。教職員の集団は義務教育学校なので一つです。例えば後期課程の先生が前期課程に教えに行くこともあったりもします。教師集団は一つで職員室も一つです。しかし、小中一貫校になると、同じ敷地の中に、校長が二人、教頭も二人、職員室も二つです。前期課程と言わず小学校の職員室、後期課程と言わず中学校の職員室があります。学校名も〇〇小、〇〇中、だけど小中一貫教育を実践している、

というのが、小中一貫校となります。

委員 義務教育学校の施設分離型は、校長は一人。教職員は行き来して、職員室が二つになるのですか。

事務局 校長は一人、職員室は一つでは厳しくなり二つになると思います。

委員 教職員が、小学校部分、中学校部分を行き来できるかどうかの違いでしょうか。

事務局 簡単に行き来できるのが、義務教育学校です。

委員 小中一貫校になると、その行き来に、何らかのバリアができてしまうので、そこをうまくいくようにするためには、義務教育学校とするほうが良いとの考えで良いですか。

事務局 そうですね。教職員集団が一つで、校長が二人いれば司令塔が二つになり、なかなかまとまりにくくなる。校長が一人であれば、その指示をもとに同じ目標に向けて動きやすく、それが子どもたちにかえってくることとなります。

委員 先生は、小学校も、中学校もどちらの免許を持っている先生しかれないのですか。

事務局 本来はそうなのですが、今は経過措置として小学校の免許を持っていれば前期課程を教えらる、中学校の免許を持っていれば後期課程、両方持っている人はどちらでも良いと、柔軟な対応としています。厳密に言えば、両方持っていることが義務教育学校の教員となります。

規模について、国の考え方は小学校が基本になり、小学校が2～3学級、中学校は義務教育学校でなければ、中学校に進むのは2つの小学校から1つの小学校に進むところが全国的に多いだろうということで、中学校は2学級と2学級を足して4学級、3学級と3学級を足して6学級で、4～6学級を標準にしています。

義務教育学校は、先ほど言われたように、小学生がそのまま上がっていくので、どちらの規模を適用すればよいかといえば、小学校の規模を適用して、その子どもたちが9年生までいくのが順当だろうということで、小学校の2～3学級を適用して、それを9倍した18～27学級としています。ただ、これは標準規模で、交野のように2つの小学校が統合して義務教育学校をつくるので、当然2～3学級に収まるわけがな

い、ということはありません。文科省はあくまでも標準であり、自治体が子どもたちの教育環境をより良くするために、将来的なことも見据えて、統合による学校設置もあるだろうということで、自治体が地域の実情に応じて主体的に決めてくださいと、いうことを文科省はうたっています。とりあえず、小学校の標準を使って義務教育学校が18～27学級となりますが、これに絶対あてはめなければならないというものではなく、地域の実情に応じて自治体が判断すれば結構です、と言っています。(仮称)交野みらい学園の場合は国の義務教育学校の標準よりも多くなりますが、文科省は小中一貫教育を実践していて、小規模の解消ということで、2つの学校を統合し、他にも施設の老朽化や、将来子どもが減っていくなど、様々な地域の実情を考えたときに、これにあてはまらないところは当然あるので、そのように理解していただいて結構です、と文科省から聞いています。

会長 割とよくわかりました。質問された方で追加の質問はないでしょうか。

委員 今の考え方でいけば、義務教育学校にならない施設一体型も同じ考え方で良いのですか

事務局 国はそういうふうに定めているわけではなくて、考え方として言っているのは、小中一貫校であれば、前期課程であれば小学校を、後期課程では中学校の基準を当てはめることとなる、ということです。いわゆる小中一貫校、義務教育学校でなく小学校と中学校がある場合はそれぞれをあてはめ、24～36学級ぐらいが標準規模と考えてもらって結構です、ということです。

委員 施設一体型と分離型では考え方は変わってくると思います。

会長 本当に細かく、先ほどの施設の3形態があり、国ですら分けておらず、それぞれを我々が考えていくのは難しいと思われま。義務教育学校は新しい学校の種別で、小中一貫教育は学校がバラバラであっても進められており、小中一貫教育をしている中で、特に学校の種別を変えてやっているのが義務教育学校ということです。

事務局 適正規模を検討した当時、小学校は1年から6年生まで35人学級、中学校は40人学級で考えています。

会長 今、話がありましたが、義務教育学校の施設別に考える必要はないの



ではないかと感じましたが、そのあたりはいかがですか。

委員

施設分離型の義務教育学校というのはなかなか想像がつきにくいのではないかという気がします。それに対してどれが適正かというのは想像がつきにくいと思います。

昨年に第一中学校区が義務教育学校になっていけば施設分離型の学校であり、長宝寺小学校と交野小学校の学級数を足せば適正規模を超えます。ですから施設分離型の義務教育学校とは何なのかとなって、すごく想像しにくい気がします。

会長

我々とする、学校の施設形態をもって適正規模を決めるのは困難かと思えます。前期課程は小学校を準用する、後期課程は中学校を準用するという、現実的なライン、そういう方向性で教育委員会としては考えているようですが、我々も同じように考えてよろしいでしょうか。

難しい議論になるかもしれませんが、国がそういう方向性として流れており、われわれもそういう考え方でいくというのは可能なのでしょうか。

委員

この案件については、資料を送っていただきたく、議題にもあげていただきたかったです。かなりの時間議論しましたが、この問題はそう簡単に結論を出せるものではないと思います。義務教育学校と、小中一貫校の捉え方自体も違いますし、めざす交野の教育の在り方としてこんなところで簡単に結論を出して良いものか疑問です。問題提起のしかたからいって、こんなかたちで審議会の結論として報告されては困ります。

会長

前回、この件は説明していただいていたのですが、難しい問題も含んでおり、委員のおっしゃることももっともであると思えます。

そもそものところの理解も深まってきたので、次回も継続審議としてはどうでしょうか。今後の方向性にも関わっており、教育委員会の考えもお聞きしたので、次回話を進めたいと思えます。

案件（１）（２）については方向性が出ましたのでよろしくお願いたします。それでは、第１６回学校教育審議会を閉会いたします。